



あれほど暑かった陽気が、さわやかな風にかわってきました。…急に秋めいてきましたね。青空がとても爽やかです。運動会が終わり一段落しましたが、修学旅行や研究会を控え慌ただしい日が続いています。そろそろ夏の疲れが出る時期です。健康に充分注意しましょう。

休業日に勤務すると・・・

運動会などの学校行事は、休みの日に計画されることが多くありますが、勤務は？ 給料は？ 考えてみたことは、ありますか？

今回休暇に関する用語をいくつか拾いだしてみました。参考までにお読みください。

休日	「国民の祝日に関する法律」に規定される休日と、12月29日から1月3日の「年末年始の休日」を指す。特に勤務を命じられない限り勤務はない。ただし、給料は支給されている日である。
休日の勤務	・生徒の実習に関する業務・学校行事に関する業務・教職員会議に関する業務・非常災害等やむをえない場合に必要な業務に関しては勤務を命ずることができる。
休日の代休	休日に1日勤務した時は、代休が取れる。期間は後16週間以内。ただし休日は給料がついている日なので、代休を取らないことも可能。休日に勤務時間の一部を勤務した時は、その時間分特別休暇を取得できる。期間は前後1週間のみである。
週休日	日曜日・土曜日を指し、勤務を割振らない日であり、給料はつかない。
週休日の振替	全勤務時間か4時間(4～7.45時間の間)の場合、1日あるいは4時間の振替ができる。教育職員は前4週間後16週間の間に振りかえる。一度振替日が決定した後は、変更はできない。

おまけ 振替の取り方・振替簿の記入

- ・1日の勤務時間は7時間45分なので、4時間の振替を合わせて1日振替にすることはできません。
※ 4時間の振替を合わせると8時間となり、7時間45分を越えてしまいます。4時間の振替は2度あっても合わせず、異なる2勤務日にそれぞれ4時間づつ、取得することになります。
- ・4時間振替の時の勤務時間は3時間45分となる為、「週休日の振替簿」の勤務する時間の記入は始業時から3時間45分後の時間までか、終業時から3時間45分前までの時間帯を記入してください。
※ 週休日に1日勤務し振替を行う時は、「割振変更後の勤務時間」は記入しません。



旅費精算に関して



何度も周知連絡をしているところですが、相変わらず差し戻しの件数が減りません。特に8月分の審査では、次のような誤りが多く見られました。

- ・用務先が一部しか入力されていない
- ・予算コードの誤り
- ・別途旅費出張なのに精算している
- ・距離の誤り

精算時には今一度、以下の点にも注意を払ってください。

- ・開催通知の予算コード指示を確認する。
- ・距離は往復の距離です。最短経路ですか？
- ・別途旅費か別枠旅費なのかを確認する。
- ・用務先は全て記入したか確認する。